

第 21 期 第 5 回練馬区男女共同参画推進懇談会 会議録（要録）

1 日 時 令和 5 年 11 月 24 日（金）午後 6 時 30 分～午後 7 時 30 分

2 場 所 区役所本庁舎 1902 会議室

3 出席者 18 名（傍聴者 0 名）

欠席 6 名（川島委員、佐治委員、大谷委員、本橋委員、大野委員、秋元委員）

片居木委員	大橋委員	井上委員	村田委員
田代委員	渡邊委員	濱屋委員	清水委員
楠井委員	長田委員	中山委員	西委員
横澤委員	三浦委員	中田委員	立川委員
松井委員	伊藤委員		

事務局（人権・男女共同参画課 / 事業者：株式会社創建）

4 議題・議事内容

・第 6 次練馬区男女共同参画計画策定に向けての意見（案）について

（会長）

当意見書は 3 月に完成版を策定し、次期計画策定のための意見書として、区へ提出する予定である。各部会で意見の多かった点や議論となった点、次期計画に向けて重要だと思われる提案について部会の代表者から発言し、男女共同参画推進懇談会として共有を図る。

（第 1 部会）

「目標 人権の尊重と男女平等意識の形成（P5～10）」説明。

（第 2 部会）

「目標 配偶者等暴力被害者への支援と性暴力やハラスメントの防止（P11～18）」説明。

（第 3 部会）

「目標 家庭・職場での男女共同参画とワーク・ライフ・バランス（P19～26）」説明。

（第 4 部会）

「目標 女性の健康と安心を支える暮らしの実現（P27～32）」説明。

（会長）

ご意見やご質問があれば何う。

（委員）

目標 に関し、「犯罪被害者やその家族（P5）」とあるが、犯罪加害者の家族の人権にも触れる必要があると考える。

また、ジェンダー平等に関する項目（P9）に「男性」への啓発とあるが、男女を限定せずジェンダーを広く捉える必要があると考える。また、男女共同参画社会実現のためには男性だけ啓発すれば済むのではなく、性別に関わらず理解しあう必要がある。そのため、ここは「男性」に代わる表現が望ましいと考える。

(委員)

パパ向けの講座が足りないと考えている。部会内でもパパとママ分けずに、親でいいのでは、という意見もあった。祖父母等がみている家もあるので、子育てに関わる人が気楽に参加でき、情報交換ができる場があれば良い。意見書の記載について検討したい。

(委員)

現状は、「社会全体として男性の方が優遇されていると感じる人の割合」が78.2%である。その課題に対する解決策として、男性に視点を当て「男性」への意識啓発にした。ただし、保護者として、男性も女性も性別に捉われないという視点は必要だと考える。

(会長)

「男性」へのという表現は、「ジェンダー平等」だけでも、通じるとは考える。しかし、狙いをきちんとどこに向けて、というの、区の計画としては必要なもので、誰に向けてのメッセージか、というのも大切だとは思いますが。

(委員)

区民調査の結果では、まだまだ男性が優遇されているという意識が、私たちの予想以上に高かった。子どもを育てるところだけに視点を当てた場合は、男も女もないとは思うのだが、ジェンダー平等の中に子育てを落とし込むことについて考えると、父親と呼ばれる人たちにもっと理解を深めていただきたい、という思いがある。

(委員)

社会が変わらないと家庭も変わらない。家庭内の教育に特化した場合、男性自身が意識していかないと会社・組織が変わらないので、社会が変わらない。やはり社会への取組は必要だと考える。

(委員)

フランスは、日本と同じように子どもが減っているという課題を抱えていたのだが、回復したそうだ。その方法は、父親向けの講演会や勉強会をやるのと同時に、育児休業を取らせなかった企業には、罰金を与えるというものだ。それは国が制度として行っていることなので、意識レベルで改善できることではないと思う。練馬区でどこまで盛り込めるか分からないが、日本もそういう社会的な制度まで整えて取り組まないと、解決できないのではないかと思う。十数年前のこととなるが、2年育児休業を取って職場復帰しようとしたら、自宅から2時間半かかる場所に転勤命令が出たという人がいた。現在は無いとは思いますが、職場復帰したときに制裁的な嫌がらせなど、育休取得後の職場復帰も安定した形に保障されていないと、育休取得者が増えないため、制度についても盛り込めると良いと思う。

(会長)

単なる意識啓発だけでなく、政策的な裏付け、政策が引っ張って行くという視点が必要だ、というご意見であった。加害者家族への支援についてはいかがだろうか。

(委員)

賛成だ。部会でも話題になったところで、表記上は示されていないが、全くその通りだと思う。

(会長)

では追加した方が良いでしょう。ただ、加害者家族への支援というと、法律的な根拠もまだないので、区の政策としてどういうことが出来るか難しい。私も大学で更生保護制度を担当

しており、社会復帰支援や加害者家族への支援は大事だと思っている。根拠的なものと、区の政策として具体的にそういう相談体制が増えるかどうか。しかもそういう相談は、加害者家族にどういう犯罪だったのかを聞いたりするので、かなりプライバシーに関係してくる部分だ。思いは分かるが、ここは練馬区の政策として意見を提出するところなので、思いと、具体的に区が、行政施策として展開できるかどうか、少し分けて考えてみるべきかと思う。課題であり、最近見える化されてきた人権問題だと思う。

(委員)

10ページの、施策と取組への提案などに取り入れるのは難しいかも知れないので、5ページのはじめに、の文章の「犯罪被害者やその家族」に続けて、「犯罪加害者の家族」という文言をさらっと入れれば、こういう問題も練馬区は意識しているんだな、ということが伝わるので、それだけでも意義があると思う。

(会長)

いかがだろうか。懇談会として問題意識としては持っている、という意思表示にはなると思うので。その理解でよろしいか。

<一同了承>

(会長)

男性への、というところはまた少し検討したい。ターゲットも必要だが、あまり男性、女性と分けるのも、そこは乗り越えて克服していく必要があるので、預らせていただきたい。

(委員)

東村山市では男女共同参画市民宣言をして条例も作っていて、市が、市民全体に意識づけをしている。練馬区でも、世代や性別にかかわらず、区民そのものが意識していく必要が「ある、ということの提言が出来ると良いと思う。どこに盛り込めば良いか分からないが。

(会長)

条例化への宣言ということか。

(委員)

条例自体は行政が行うが、市民的に、区民が出来ることとして区民宣言という形で、自分たちが意識を持っているという表現が出来ると良いと思う。東村山市の男女共同参画市民宣言参考資料があるので見ていただきたい。

(会長)

宣言できる可能性を探る、という点ではあっても良いかも知れない。

(委員)

発達障害や知的障害など色々な障害児がいるが、18歳になって、高校を卒業した瞬間に、社会生活が始まる。しかし、障害の重い方は、職場、福祉園等に行かれたあと、14時か15時には自宅に帰宅することが多い。その場合保護者が家にいる必要があるが、保護者も時間が必要であるため、18歳以前の18時や19時までの居場所を必要としているが、居場所がないため困っている、という相談を受けることが多い。障害児を取り巻く保護者への救済だとか、区や都としてどのようにそういった子どもたちの受け入れをしていくかというところが、すごく問題が大きくて深刻に考えている。

(委員)

障害児支援の問題は非常に大きな問題で、福祉の分野では重要な取組として進めている。今の障害児支援の問題で、放課後等デイサービスが終わった後、生活介護事業に行くのか、重度の方にはどのようなサービスがあるのかとか、親御さんにはどのような支援があるのかというのは、ちょうど今年が障害福祉計画の改訂の年になっているので、今そちらの方で議論している。この男女共同参画計画は家庭の問題にも入って行くので、どうしても障害児の問題や、高齢者、介護の問題など、広げるとかなり広がってしまう。どこかに特化しないと計画としてはまとまりきらないので、障害の方は主に障害福祉計画で見えていただき、区としてはそうした取組も重要だと考え進めているので、ご理解いただければと思う。

(会長)

様々な生活問題が重なってくるので、多彩に盛り込みたいのは理解できるが、この計画は男女共同参画計画への意見である。障害のある子どもや成人への支援も非常に重要な課題ではあるが、区としては別に計画が進行中で、男女共同参画計画は他の計画との整合性も見ながら施策として進められていくと思うので、そういう観点で捉えていきたいと思う。

(委員)

子どもの支援ということでは福祉になると思うが、子どもを支える親となると、やはりこちらにも関わってくるので、そこまで広げられないにしても、問題意識として一言付け加えるとしたら、どこに入れたら良いだろうか。ワーク・ライフ・バランスに入るだろうか。

(会長)

女性だけではないので、生きづらさや困難を抱えた女性の支援よりは、家庭支援になってくるので、目標3の家庭、職場でのワーク・ライフ・バランスのところになってくるかと思う。目標3に一文入るか、検討したいと思う。

(委員)

全部会話を聞いていて、どこの部会でも発信が重要だと話していた。区がやっていることを、必要な人にどうやって届けるかが重要視されているところもあると思うが、行政に頼るという感覚が、そもそもない人も多いと思う。行政を活用するメリットが見えると良い。例えば、第3部会の26ページ、女性や行政に興味の薄い世代への啓発で、実際に女性が行政に関わるとこんな意識改革が出来た、とか、こんな関わり方ができた、みたいな事例を発信すれば、それを自分ごとと考えて、そこに自分も関わりたい、と思ってくれる人が増えるかも知れない。相談事例などは、重たいケースも多い場合もあるため、まずは、軽い事例発表のような形で発信されると、今まで到達しなかった人に自分ごととして考えてもらえるのではないかと思った。

(会長)

行政のサービスを利用して生活が立て直った、みたいなことは、一文入れておいてもいいかも知れない。

皆さんからいただいたご意見は、私と大橋副会長に任せさせていただき、どこかに落としていきたいと思う。今回議論したことを踏まえて修正をし、事務局より次回懇談会までにお送りすることになる。来年3月に最終的に提出するので、次回懇談会で最終調整をしていきたい。次回は1月中旬を目安に実施したい。

(委員)

体裁のことだが、5ページは、はじめに、とあり、【社会情勢】などは【】で小見出しし、第1と第4は<>で更に小見出しがついている。第2と第3の体裁も揃えるべきだと思う。

(会長)

体裁は揃えた方が良いので検討したい。

(事務局)

次回懇談会は令和6年1月16日(火)午後6時30分より開催予定である。今回のご意見を反映し、正副会長と調整した意見書を年内に送る。内容を確認し、次回懇談会で最終調整をお願いしたい。

5. その他

- ・第22期練馬区男女共同参画推進懇談会委員募集について

(会長)

第21期のこの任期は令和6年3月31日までとなっている。令和6年4月からは新たな22期の委員で活動することになる。

(事務局)

第22期練馬区男女共同参画推進懇談会委員募集についての説明が行われた。

- ・11月19日国際男性デーにちなんだパネル展のご案内。
- ・男女共同参画の集い-ねりまフォーラム-の開催報告。
- ・男女共同参画情報誌「MOVE」53号の発行について。

(会長)

これで懇談会は終了とする。

以上